世界にひとつ。
あなたにひとつ。

保存版

保険のご案内

JCBカード会員用

JCBではJCBカード会員の皆様のためにショッピングガード保険（海外）をJCBの保険料負担にてお付けしています。
このご案内は保険の契約内容・保険金請求手続きについてご説明したものです。
ご一読のうえ、海外旅行の際は緊急時に備えてダウンロードもしくは印刷の上携帯をお願いします。

ショッピングガード保険（海外）

「ショッピングガード保険（海外）」（動産総合保険）とは、海外所在の加盟店にてJCBカードで購入された物品の、偶然の事故による破損・盗難などの損害を補償するサービスです。事前の登録や保険料は必要ありません。大切なおみやげもしっかりガード。海外ショッピングは現金よりもJCBカードが安心です。
詳細は次をご覧ください。

●被保険者
補償の対象となる物品を正当な権利を持って所有されている方。
ただし、補償金の請求は原則としてその物品を購入したJCBカード会員に限ります。

●補償期間
本サービスのお取扱期間は毎年4月1日より1年間とさせていただきます。
（特別な通知がない限り以降1年間自動継続）

●補償概要
JCBカード会員が海外所在の加盟店でJCBカードを利用して購入した物品で、購入日（配送などによる場合には物品の到着日）から90日以内に偶然な事故によって損害を被った場合。
海外所在の加盟店より通信販売によって購入した場合も対象になります。

●期間中補償限度額
会員1名につき期間中の総補償金額は100万円限度
自己負担額は、1回の事故につき1万円

●補償金額
カードご利用金額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額）から自己負担金額1万円を控除した額を限度とします。
※物品の購入に際しJCBカードと現金、商品券などを併用された場合には、カード利用金額から自己負担額を控除した額を限度とします。

●補償の対象となる物品
会員がJCBカードを利用して海外所在の加盟店より、直接購入もしくは通信販売によって購入した物品。ただし次に掲げるものを除きます。
①船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボード、およびこれらの付属品
②義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
③動物および植物
④現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券など（鉄道・船舶・航空機の乗車船券、航空券、定期券、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットや金券類
⑤稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
⑥自動車電話、携帯電話およびこれらの付属品
⑦食料品
⑧会員が従事する職業上の商品となるもの
※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。詳しくは、JCBインフォメーションセンターでご確認ください。

●お支払いできない主な場合
①会員または補償金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害。
②補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰いなどに起因する損害。
③補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。
④戦争、暴動、その他の事変に起因する損害。
⑤国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。
⑥核燃料物質の有害な性質に起因する損害。
⑦置き忘れまたは紛失に起因する損害。
⑧水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。
⑨詐欺または横領に起因する損害。
⑩物品の誤った使用に起因する損害。
⑪物品の配送中に生じた損害。　など
※上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、保険会社と取り交わしている別途普通保険約款および特約に基づきます。

●補償金請求について

・お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに「損保ジャパンJCB事故受付デスク」に事故の報告をしてください。
・会員の方が保険金の請求をされるときは下に掲げる書類をご提出ください。

ご請求になる保険金の種類 / 必要書類	盗難事故保険金	破損事故保険金	火災事故保険金	その他の事故保険金	ご案内
保険金請求書（所定用紙）	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入の上、署名・捺印ください
罹災証明および盗難届出済証明書	◎		◎		管轄の警察署・消防署でお取り付けください
修理費請求書または見積書		◎	◎	○	購入先または修理先でお取り付けください
JCB売上票（お客様控）	◎	◎	◎	◎	
写真		○	○	○	
その他関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご案内させていただきます

・◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
・全損の場合、現物をご提出いただくことがあります。
・上の各書類はコピーしたものでは認められません。
・破損の場合、損害保険ジャパン株式会社に連絡する前に被害品を処分された場合は保険金の支払いに差し障りの生じることがあります。
・盗難の場合は必ずポリス・レポートが必要です。なお帰国後で盗難にあった場合は警察署の盗難届受理番号が必要です。
・同じ店かつ一度の買物で複数の購入品がある場合は、カード利用額の内訳をご提出ください。
・破損事故の場合、現物の損傷程度を損害保険ジャパン株式会社で確認できないときは保険金のお支払いができないことがあります。
・配送後の物品の損害につきましては受取領収証（物品の到着日を確認）が必要な場合があります。

●各種事故時のご連絡および詳しい保険内容

お支払いの対象となる損害が発生した場合にはただちに「損保ジャパンJCB事故受付デスク」までご連絡ください。補償金のご請求手続きなどをご案内いたします。

・日本国内での連絡先

『損保ジャパンJCB事故受付デスク（JCBカード自動付帯サービス専用）』

0120-258-554 受付時間　9:00AM～5:00PM　日・祝休

・上記受付時間外の連絡先

『海外ホットライン』

0120-08-1572（無料）
018-888-9547（無料電話がご利用になれない場合）

受付時間　24時間　年中無休

・海外からの連絡先

『海外ホットライン』

（81）50-3820-1301 受付時間　24時間　年中無休

※『損保ジャパンJCB事故受付デスク』における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号をご申告いただいております。

●その他JCBカード付帯サービス全般について

カード裏面等に記載の各会員デスクまでお問い合わせください。

2025年6月版
226946-001・2505 WD